

平成23年12月21日  
国土交通省  
国土地理院  
総務部契約課

国土地理院施設管理業務民間競争入札実施要項（案）に関する  
意見募集の結果について

「国土地理院施設管理業務民間競争入札実施要項(案)」に関して、広く国民の皆様からのご意見を募集いたしましたところ、15件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土地理院の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げます。

1. 実施期間等

①募集期間：平成23年11月2日(水)～平成23年11月21日(月) 17:00

②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載、国土地理院ホームページに掲載

③意見提出方法：電子メール、FAX及び郵送

2. 御意見の提出数

15件

3. お問い合わせ先

国土交通省国土地理院総務部契約課

電話番号029-864-6872（契約課管財係直通）

## 「国土地理院施設管理業務民間競争入札実施要項（案）」に関する意見募集の結果とその対応

No.	該当頁	ご意見	意見に対する考え方	実施要項(案)の修正
1	実施要項 1.1.1(4) P.3~4	「統轄管理責任者について」 統轄管理責任者の具体的な業務仕様をご明示ください。	統轄管理責任者については、実施要項にもありますように各業務全般の履行状況を把握し、施設管理担当者から指示があった場合に各業務責任者へ伝達、実行すること並びに施設管理担当者との連絡調整が主な業務です。 これは請負作業においても通常行われることであり、業務増になるものとは考えておりません。 なお、統轄管理責任者の勤務時間は、原則として平日の8:30~17:15を予定しています。また、具体的な業務は、業務計画書の作成・提出、業務報告書の作成・提出などです。	現状どおり
2	実施要項 1.1.1(4) P.3~4	「統轄管理責任者について」 統轄管理責任者の選任については現行仕様からの仕様増項目となります。 仕様増としての具体的な業務仕様を明示願います。		
3	実施要項 1.1.1(4) P.3~4	「統轄管理責任者について」 統轄管理責任者の選任は仕様増になると思いますが、具体的な業務仕様が分かりません。 業務仕様を具体的にご指示ください。		
4	実施要項 1.1.1(4) P.4	「副統轄管理責任者について」 「統括責任者選出事業者から選出する」とありますが、副統轄責任者は設置自体任意となっていますので、その選出について代表企業に限定せず、グループ企業からも選出できるようにすることをご提案します。	副統轄責任者の設置自体は任意となっていますが、統轄責任者の補助的業務を行うものと考えておりますので同一の代表企業からの選出が妥当と考えます。	現状どおり
5	実施要項 5. P.10	施設の規模や業務の専門性を考慮し、安定した相応規模の企業・企業体が落札することが望ましいと思われまますので、代表企業はA等級であることをご提案いたします。	発注者側としましても安定した相応規模の企業・企業体が落札することが望ましいですが、そこまで限定することは考えておりません。	現状どおり
6	実施要項 5. P.10	「入札方法及び落札者の決定について」 一般競争入札方式としていますが、施設管理業務の民間競争入札においては、多くの場合で総合評価方式が採用されています。 入札参加者の創意工夫を最大限に発揮させるためにも、企画書の提案内容が落札者の選定に大きく反映されるよう、総合評価方式の採用をご提案します。	内閣府による確認の下、公共サービス改革基本方針に沿って実施要項(案)の作成を行っております。 今回対象となる業務は、施設の点検保守・警備・清掃といった定型化している業務であり、また、対象施設は中央省庁等の規模やセキュリティ、宿泊業務などにみられる特異性がないことから民間事業者の創意と工夫に大きな差が生じにくいと想定され、企画書を一定の水準で適否判定することが妥当であると判断し、総合評価方式を用いなくて落札者を決定する一般競争入札方式としています。 なお、公共サービスの質を確保するために、本業務に係る企画書及び業務実施内容・評価を行うこととしています。	現状どおり
7	実施要項 5.(2) P.10	「落札業者にあたっての方法について」 「落札業者の決定方法は入札金額の最も低い者」とありますが、市場化テストのように提案書と入札金額の除算方式にしたほうが良いと思います。		
8	実施要項 5.(2) P.10	「落札業者にあたっての方法について」 「落札業者の決定方法は入札金額の最も低い者」とありますが、市場化テストのように提案書と入札金額の除算方式にしたほうが、入札に業務の質をより反映できるのではないのでしょうか。		
9	実施要項 5.(2) P.10	「落札業者にあたっての方法について」 「対象公共サービス～」に落札事業者の決定は、一般競争入札方式により行うとありますが、提案等の創意工夫についての審査によって加算点されることがあるのでしょうか。 加算点方式であれば、加算点数の内訳公表はあるのでしょうか。 提案はあくまで書類審査の対象のみで、除算方式で落札事業者は決定されるのでしょうか。 除算方式のみであれば、価格のみの競争となれば適正な業務の確保ができない恐れがあるため優れた提案を考慮できる加算点方式をご提案いたします。		

No.	該当頁	ご意見	意見に対する考え方	実施要項(案)の修正
10	実施要項 8. (1)② P. 12 別紙4-1 1-2 ⑤ P. 122	「水道技術管理者」 水道技術管理者については、水道事業を的確に運営するために、水道法による水道技術管理者を一人置かねばならないと規定されていますが、水道事業を行うために資格者を配置するのでしょうか。	ご意見のとおり、水道法による水道技術管理者の設置は必要です。	実施要項別紙2「2 従来の実施に要した人員」【点検者等の有資格者】「空調設備等運転監視・点検業務」に「水道技術管理者」を追記します。
11	実施要項 別紙2 2 P. 30	「従来の実施に要した人員について」 「点検者等の有資格者」に水道管理技術者の記載がありませんが、当資格は国土地理院施設にとって必須の資格となりますので、入札資格要件に予定者と資格者証の写しを提出することを必須要件にするべきだと思います。		
12	実施要項 別紙2 2 P. 30	「従来の実施に要した人員について」 【点検者等の有資格者】の中に水道管理技術者の記載がありません。 上述資格については、国土地理院の建物に必要な不可欠な資格であり、選任も必要であるものと認識いたします。		
13	実施要項 別紙2 2 P. 30	「従来の実施に要した人員について」 「点検者等の有資格者」に水道管理技術者の記載がありませんが、当資格は国土地理院施設にとって必須の資格ですので、選任が必要だと思います。 また、取得が難しい資格でありますので、入札資格要件に選任予定者と資格者証を提出することを必須要件にするべきではないでしょうか。		
14	実施要項 別添1 I ③ P. 34～35	「消防用設備点検保守 備考(作業周期・頻度・条件等)」 周期が年1回の項目は、総合点検1回・機器点検1回にて年2回の周期が適切かと存じます。 また、非常用照明設備が年1回となっておりますが、現行は年2回実施しております。	ご意見のとおり国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(平成20年版)」第2編定期点検等及び保守第6章防災設備の点検周期上、機器点検1回・総合点検1回にて年2回の周期が適切でした。 また、非常用照明設備についても年2回の周期が適切でした。	実施要項実施要項別添1 I ③備考欄の表記を「消火器」、「誘導灯及び標識」を除き、「機器点検年1回・総合点検年1回」に「非常用照明設備」についても「年2回」に改めます。
15	実施要項 別紙5-7 5. P. 195	「その他」 エネルギー管理業務の必須資格ですが、エネルギー管理士又はエネルギー管理員の誤りではないでしょうか。	ご意見のとおり「エネルギー管理士又はエネルギー管理員」です。	実施要項別紙5-7「5. その他」の項中の表記を「エネルギー管理士又はエネルギー管理員」に改めます。